

# 福島県犯罪被害者等支援計画 (骨子案)

令和 年 月

福島県

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 基本方針
- 4 計画の期間
- 5 意見の反映
- 6 実施状況の公表

## 第2章 犯罪被害者等の現状

- 1 県内における犯罪等の状況
- 2 犯罪被害者等が置かれている状況

## 第3章 施策推進の考え方

- 1 施策体系
- 2 推進体制

## 第4章 具体的な施策内容

### ○施策の柱1 支援体制の整備・充実

- 基本的施策1 相談及び情報の提供等（第12条）
- 基本的施策2 大規模事案における支援（第19条）
- 基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援（第20条）
- 基本的施策4 人材の育成（第24条）
- 基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援（第25条）
- 基本的施策6 民間支援団体に対する支援（第26条）

### ○施策の柱2 生活再建のための経済的支援

- 基本的施策7 日常生活の支援（第13条）
- 基本的施策8 居住の安定（第16条）
- 基本的施策9 雇用の安定（第17条）
- 基本的施策10 経済的負担の軽減（第18条）

### ○施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

- 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援（第14条）
- 基本的施策12 安全の確保（第15条）

### ○施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

- 基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第21条）
- 基本的施策14 県民の理解の増進（第22条）
- 基本的施策15 学校における教育の実施等（第23条）
- 基本的施策16 個人情報管理の適切な管理（第27条）

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっています。また、犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいます。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがあります。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村をはじめ、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要があります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要です。

犯罪被害者等に対する支援について、国においては、平成17年4月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号。以下「基本法」という。)が施行され、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

県においては、平成21年4月に施行した「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」(平成20年12月24日福島県条例第80号。)に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込むとともに、平成22年3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」を策定し、各計画期間において、関係機関との連携のもと犯罪被害者等への支援施策を推進してきたところです。

こうした中、本県では、令和3年10月に「福島県犯罪被害者等支援条例」(令和3年10月12日福島県条例第76号、以下「条例」という。)を制定し、令和4年4月に施行します。

このため、条例の目的である「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」を目指し、条例の基本理念を踏まえ、「福島県犯罪被害者等支援計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

## 2 位置付け

本計画は、基本法第5条(地方公共団体の責務)を踏まえた条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた基本計画です。

なお、本計画は、国が基本計画の中で示してきた施策等を踏まえるとともに、「福島県総合計画」をはじめ、各部局が策定する計画等との整合を図った上で策定するものです。

さらに、国が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、地方自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されていることから、本計画もSDGsの理念「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を共有し、17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」を見据えたものとします。



### ■犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(条例第2条第1号)

「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の法令の規定により刑罰を科される行為をいう。(例:殺人、強盗、放火、強制性交等、傷害、詐欺、業務上過失致死傷(交通事故)など)

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまでは言えないが、それに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

### ■犯罪被害者等

基本法第2条第2項に定める「犯罪被害者等」と同一の意味であり、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。(条例第2条第2号)

家族の範囲については、民法第725条に定める親族の範囲に準じ、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者を含む。(例:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった配偶者、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった親子)

### 3 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次の3つの「基本方針」により計画を推進します。

#### ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

#### ② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

#### ③ 必要な支援の途切れることのない提供

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

ただし、計画期間内であっても、国の犯罪被害者等基本計画の見直しや犯罪被害者等のニーズ、社会情勢等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

### 5 意見の反映

条例第9条第3項及び第5項に基づき、本計画の策定及び変更の際は、関係機関・団体等から犯罪被害者等の声を含め意見をいただくとともに、パブリック・コメントを行い、広く県民に意見を求め、提出された意見及びその反映状況等を公表します。

### 6 進行管理

条例第9条第6項に基づき、毎年度、本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、福島県ホームページにおいて公表するとともに、進捗状況を点検し、第三者による検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。《検討委員会での意見》

## 第2章 犯罪被害者等の現状

### 1 県内における犯罪等の状況

#### (1) 刑法犯認知件数

内容作成中  
県警データに基づき作成

#### (2) 重要犯罪認知件数

内容作成中  
県警データに基づき作成

(3) 交通事故の発生件数

内容作成中  
県警データに基づき作成

(4) 公益社団法人ふくしま被害者支援センターにおける相談件数

内容作成中  
ふくしま被害者支援センター  
データに基づき作成

## 2 犯罪被害者等が置かれている状況

### (1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

### (2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD(心理的外傷後ストレス障害)等の持続的な症状が現れることもあります。

### (3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家族が家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。

加えて、仕事上においては、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、その結果、休職・退職を余儀なくされることもあり、また、生計の中心を担う家族が被害者となった場合、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅等が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

### (4) 周囲の人の言動等による精神的苦痛等の二次被害の問題

人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となることもあります。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。



## 第3章 施策推進の考え方

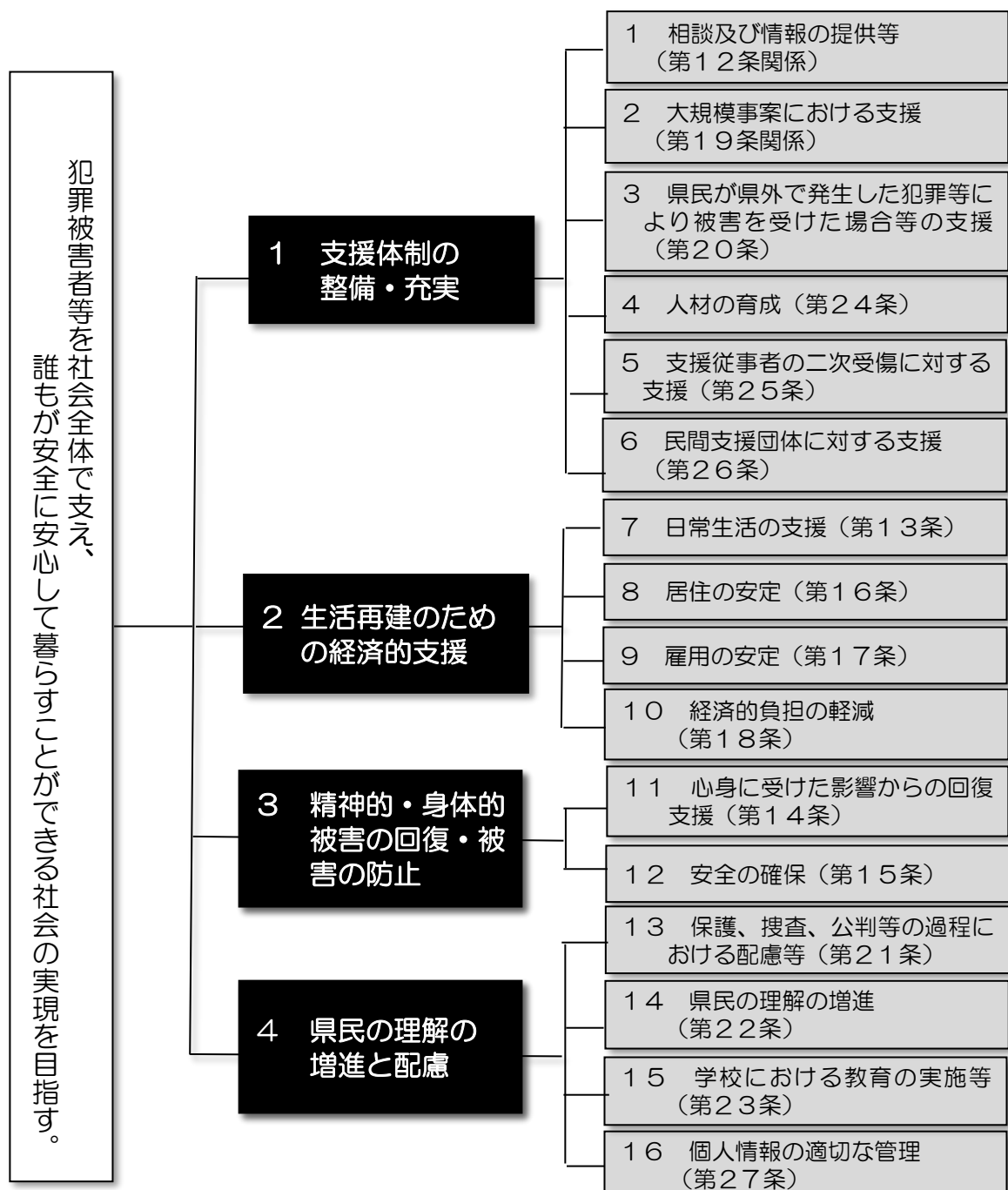
### 1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、第1章-3の基本方針に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例(第12条～第27条)において定めた「基本的な施策」を取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進します。

【基本目標】

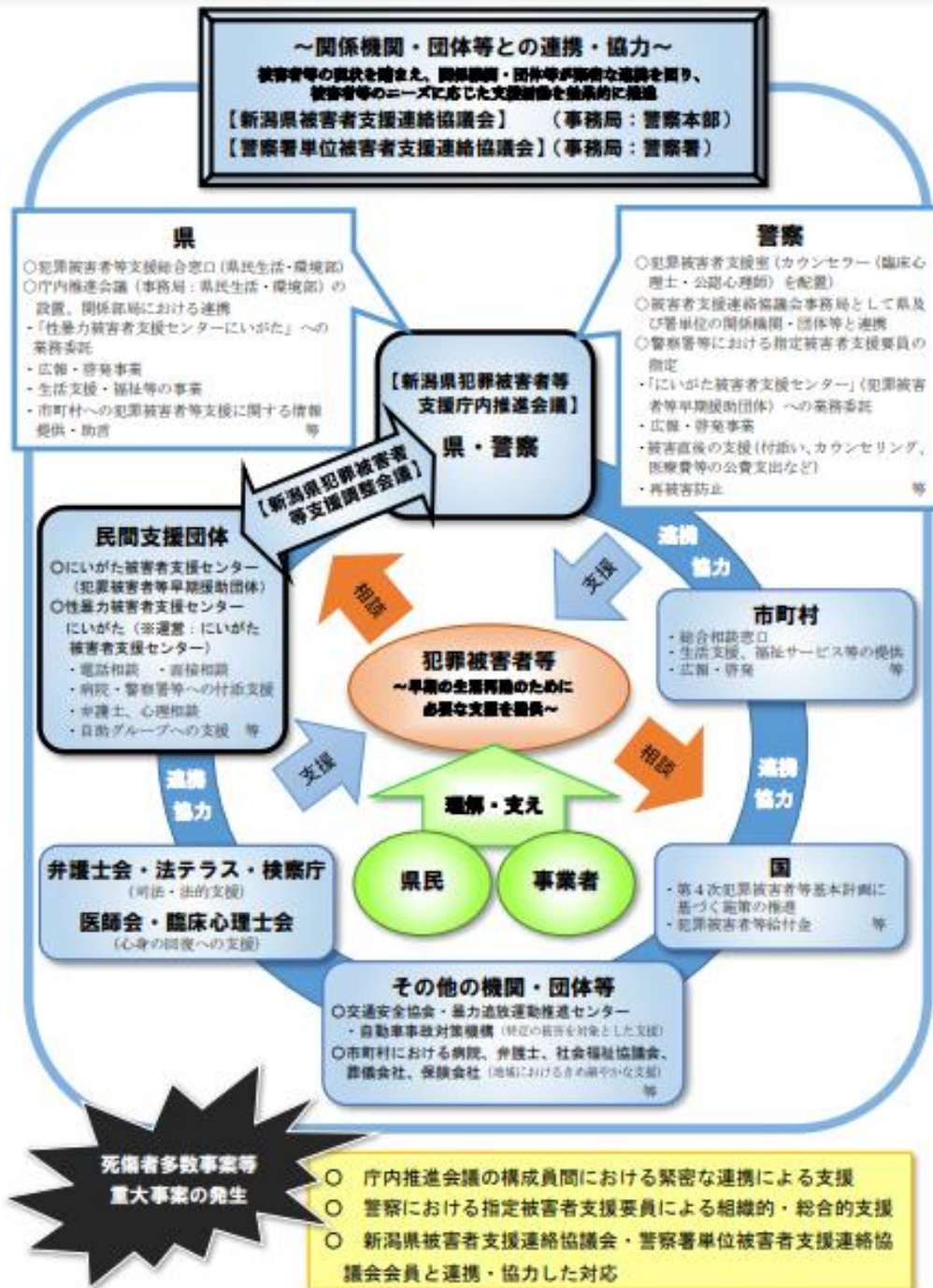
【施策の柱】

【基本的施策】



## 2 推進体制

(推進体制のイメージ 新潟県の例)



## 第4章 具体的な施策の内容

### 施策の柱1 支援体制の整備・充実

#### 基本的施策1 相談及び情報の提供等(第12条)

【現状と課題】 犯罪被害者等の相談先が複数にわたり、負担になることがあるため、必要な情報が必要な時に手に入るような仕組みが必要である。

【施策の方向】 相談の「ワンストップ窓口」を設置し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。

#### 【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
	相談窓口のワンストップ化 《検討委員会での意見》	犯罪被害者等の相談窓口となるふくしま被害者支援センターでの相談のワンストップ機能の充実を図るとともに、「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」に基づき、同センターと連携してきめ細かな支援を行う。	
1	被害初期における迅速な相談支援	犯罪被害者等が最も支援を必要とする被害直後において、県、警察、ふくしま被害者支援センターが十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知に努める。	
2	犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用	犯罪被害者等早期援助団体であるふくしま被害者支援センターを中心に、県、市町村及び関係機関・団体が連携し、適切な支援に結びつけられるよう総合的対応窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。	
3	警察における相談体制の充実	警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害 110 番」、「ヤングテレホン」、「いじめ 110 番」、「女性安全相談所」、「女性被害相談所」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	

4	性犯罪被害に関する 相談支援	ワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」と連携し、性犯罪・性暴力被害者等に 対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等の きめ細かな支援を行う。  (11月より24時間365日体制を実施)	
---	-------------------	---	--

基本的施策2 大規模事案における支援(第19条)

【現状と課題】 現状は、関係機関の明確な役割分担、支援体制は確立されていない。

【施策の方向】 それぞれの役割を明確化し、マニュアル等の整備を推進するとともに、連携した支援を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
5	大規模事案における 支援体制の整備	大規模被害者支援事案が発生した場合における県、警察、 ふくしま被害者支援センター、県内各市町村、関係県・市 町村の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備 を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、 各関係機関が相互に連携・協力して必要な支援を行うため の支援体制として、「福島県犯罪被害者等支援調整会議 (仮)」を整備する。	

基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援(第20条)

【現状と課題】 現状は、関係機関の明確な役割分担、支援体制は確立されていない。

【施策の方向】 それぞれの役割を明確化し、支援体制を整備するとともに、連携した支援を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
6	県民が県外で発生し た犯罪等により被害 を受けた場合等の支 援	県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等 における県、警察、ふくしま被害者支援センター、県内市 町村、関係県・市町村の役割分担や支援体制及び対応マニ ュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、こ れらに基づき、県外の関係機関と相互に連携・協力して支 援体制を整備し、必要な支援を行う。	

#### 基本的施策4 人材の育成(第24条)

【現状と課題】 市町村職員、ふくしま被害者支援センター相談員への研修を実施している。

【施策の方向】 事案が複雑化していることから、適切な研修を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
7	県及び市町村職員に対する研修	県及び各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を行うとともに、各関係機関が相互に連携・協力して必要な支援を行うための支援体制である「福島県犯罪被害者等支援調整会議（仮）」において、事例研究を行い、県及び市町村の担当職員の意識の醸成及びノウハウの積み上げを図る。	
8	民間支援団体の支援従事者に対する研修	犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者を育成するための研修を行う。	

#### 基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援(第25条)

【現状と課題】 支援従事者の心のケアを十分に行っていく必要がある。

【施策の方向】 メンタルヘルスケアの充実を図る。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
9	支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（二次受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うとともに、必要に応じ、メンタルヘルス相談を行う。	

#### 基本的施策6 民間支援団体に対する支援(第26条)

【現状と課題】 運営費は、行政からの委託料や賛助金、寄附金でまかなわれ、ボランティアで支えられている。

【施策の方向】 民間支援団体が安定した財政基盤のもとで充実した支援を行うことができるよう支援する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
10	民間支援団体における相談対応等	ふくしま被害者支援センターにおいて、「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」に基づき、同センターと連携してきめ細かな支援を行う。	
11	性犯罪被害に関する相談支援【再掲】	ワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」と連携し、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行う。  (11月より24時間365日体制の実施)	

施策の柱2 生活再建のための経済的支援

基本的施策7 日常生活の支援(第13条)

【現状と課題】 犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援が提供される必要がある。

【施策の方向】 市町村及び関係機関と連携し、支援制度の活用を図る。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
12	性犯罪・性暴力被害者への付添支援の実施	ワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者が病院や裁判所等に行く際に、必要に応じて付き添い支援を行う。	
13	市町村と連携した支援制度の活用	市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供を行うとともに、犯罪被害者等が必要とする支援を早期に受けることができるよう市町村との連携を一層強化する。	



#### 基本的施策8 居住の安定(第16条)

【現状と課題】 県営住宅は優先入居制度があるが、市町村公営住宅においては進んでいない。

【施策の方向】 市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
14	公営住宅の優先入居	公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。また、犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	

#### 基本的施策9 雇用の安定(第17条)

【現状と課題】 犯罪被害者等の雇用が維持されるよう事業主の理解が必要である。

【施策の方向】 事業主等の理解の増進を図るための周知・啓発が必要である。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
15	事業主等の理解の増進	犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう啓発を行うとともに、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いを行わないよう、また、二次被害を受けないよう配慮を要請し、雇用の安定を図る。	

#### 基本的施策10 経済的負担の軽減(第18条)

【現状と課題】 犯罪被害を受けた直後に経済的な負担が増加する。

【施策の方向】 犯罪被害を受けた直後に経済的支援を行う(検討委員会での意見)ことを含め、公費負担を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
16	犯罪被害給付制度の運用	様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度に関する権利や手続きについて十分な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努める。	

17	性暴力被害者の医療費公費負担制度	ワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」の運営をふくしま被害支援センターに委託し、性暴力被害に遭っても警察に相談できない被害者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	
18	性犯罪被害者の医療費公費負担制度	性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	

	見舞金制度の創設 《検討委員会での意見》	犯罪被害を受けた直後に見舞金を支給する。 (今後、予算調整を行う。)	
--	-------------------------	---------------------------------------	--

### 施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

#### 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援(第14条)

【現状と課題】 生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体への直接的な被害を受けた犯罪被害者等は、精神的な被害を受けやすく、カウンセリング等の実施により心身に受けた影響の回復を支援する必要がある。

【施策の方向】心身に受けた影響の回復支援のためのカウンセリング等の支援の充実を図る。

#### 【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
19	カウンセリング費用の公費負担	犯罪被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	

#### 基本的施策12 安全の確保(第15条)

【現状と課題】 DV や児童虐待、ストーカー行為などの犯罪被害者等は、再被害のおそれがあるため、一時保護等により安全を確保し、再被害を未然に防止するとともに、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る必要がある。

【施策の方向】一時保護等による再被害防止のための施策の推進を図る。

#### 【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
20	DV 被害者や被虐待児童等の一時保護	DV 被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、速やかに一時保護を行う。	



## 施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

### 基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第22条)

【現状と課題】 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係者からの配慮に欠けた対応をされることによって二次被害を受けることがあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応を行う必要がある。

【施策の方向】 保護、捜査、公判等の過程における適切な情報提供及び人権に配慮するための取組の充実を図る。

#### 【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
21	刑事手続に関する手続等に関する情報の提供の充実	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	

### 基本的施策14 県民の理解の増進(第22条)

【現状と課題】 犯罪被害者等の置かれている状況を知る機会が少なく、犯罪被害者等に対する県民の更なる理解増進が必要である。

【施策の方向】 県民の被害者支援に関する理解増進のための啓発を実施する。

#### 【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
22	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	

### 基本的施策15 学校における教育の実施等(第23条)

【現状と課題】 学校において、犯罪被害者等の置かれている状況を知る機会が少なく、子どもの頃から継続的に犯罪被害者等の理解の増進を図るための教育を行う

必要がある。

【施策の方向】 学校における犯罪被害者等に関する教育を推進する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
23	中高生等に対する被害者支援の啓発	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	

基本的施策16 個人情報の適切な管理(第27条)

【現状と課題】 犯罪被害者等の個人情報が知られることで二次被害や再被害につながるおそれがあるため、個人情報を適切に管理する必要がある。

【施策の方向】 犯罪被害者等に関する個人情報の適切な管理を徹底する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
24	犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の発表に当たり、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	